

会 告

公益社団法人日本臨床細胞学会理事長 佐々木 寛
 公益社団法人日本臨床細胞学会理事候補選挙管理委員会委員長 青木 大輔

公益社団法人日本臨床細胞学会次期（平成 27・28 年度） 理事改選（地方選出理事候補選挙）について

本年は、平成 27・28 年度の理事候補者の選挙の年となります。理事の選出方法は、「公益社団法人日本臨床細胞学会役員等選任に関する施行細則、第 4 章 理事の選任および理事会」によって行われます。今回より、理事候補の選挙を立候補制とすることが、平成 26 年 6 月 5 日に開催された平成 26 年度第 1 回理事会にて承認されました。

全国選出理事候補選挙は終了し、今後以下の日程にて地方選出理事候補選挙が行われます。地方選出理事候補選挙に立候補される評議員の方は、ホームページに掲載の書式により、所信表明の書類提出をお願いいたします。地方選出理事候補選挙立候補の締め切りは 12 月 20 日、各評議員への書類の発送は平成 27 年 1 月 20 日、投票の締め切りは 2 月 20 日を予定しています。

なお次期の地方選出理事候補の配分は、平成 26 年度第 1 回理事会において以下のように決定しています。

北海道地域：1 名
 東北地域：1 名
 関東地域：5 名
 中部地域：1 名
 近畿地域：2 名
 中国、四国地域：2 名
 九州地域：2 名

公益社団法人 日本臨床細胞学会 役員等選任に関する施行細則

第 4 章 理事の選任及び理事会

（理事会）

第 5 条 理事会は理事、監事、春期・秋期学術集會会長、次期春期・秋期学術集會会長、細胞診専門医會会長、細胞検査士會會長及び理事長が必要と認めたものをもって構成する。

（理事の選任）

第 6 条 評議員會は評議員の互選により理事候補を決定し理事会に推薦する。本法人定款第 22 条により、理事会は理事候補を社員總會に提案し、社員總會が理事を決定する。

（理事の定数）

第 7 条 理事の定数は 25 名以上 40 名以内とし、全国選出

理事候補、地方選出理事候補並びに理事長推薦理事候補とに分ける。

（理事候補選挙管理委員会）

第 8 条 理事改選の前年に理事候補選挙管理委員会を組織する。

2 委員は、副理事長、総務委員会委員長、並びに理事長の指名する理事若干名とし、理事長の指名する副理事長を委員長とする。

3 委員会は、理事候補選挙に関する業務を行う。

（全国選出理事候補）

第 9 条 全国選出理事候補の定数は原則として 20 名とし、評議員の中から所信を表明し立候補したものを被選挙人とし、評議員により選出する。

2 全国選出理事候補選挙の告示は、あらかじめ定め

られた日に行い、各評議員に選挙人及び被選挙人名簿と投票用紙を送付する。

- 3 投票は10名完全連記の上、学会事務所内の選挙管理委員会に郵送する。
- 4 告示日及び投票締切日は、理事候補選挙管理委員会が別に定める。
- 5 立候補者が定数に満たないときは投票を要しない。
- 6 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する場合は、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。
- 7 選挙管理委員会は前項に準じて次点者10名の順位を決定し、理事会に報告する。

(地方選出理事候補)

第10条 地方選出理事候補の定数は原則として10名とし、改選の都度、理事会において都道府県若しくは学会の定める地域に所属する評議員数に比例して配分する。なお、所属する都道府県・地域は、評議員立候補申請の際に登録した都道府県・地域をもとに決定する。

- 2 配分する際には、各地域に1名の理事候補者を配する。
- 3 第2項に加え、全評議員数の約10%に理事候補1名とし、評議員数に応じて各地域に配する。
- 4 地域を構成する都、道、府、県は、当分の間別表のごとく区分する。
- 5 地方選出理事候補は、評議員の中から全国選出理事候補に選出された者を除いた評議員の中から所信を表明し立候補したものを被選挙人とし、各地域の評議員により選出する。その告示は、全国選出理事候補の決定後直ちに行い、各評議員に選挙人及び被選挙人名簿並びに投票用紙を送付する。
- 6 投票は、各地域ごとに、定数を連記し、学会事務所内の理事候補選挙管理委員会に郵送する。
- 7 告示日及び投票締切日は、理事候補選挙管理委員会が別に定める。
- 8 立候補者が定数に満たないときは投票を要しない。

い。

- 9 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する地域については、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。
- 10 選挙管理委員会は前項に準じて各地域別に次点者1名を決定し、理事会に報告する。

別表：地域と所属都・道・府・県

北海道地域：北海道

東北地域：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東地域：新潟，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，
神奈川，山梨，長野，静岡

中部地域：富山，石川，福井，岐阜，愛知，三重

近畿地域：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山

中国，四国地域：鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，
香川，愛媛，高知

九州地域：福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，
沖縄

(理事長推薦理事候補)

第11条 理事長推薦理事候補の定数は約5名とし、理事長は副理事長と合議の上で候補者を理事会に推薦し、その議を経て総会に推薦する。なお、理事長は前理事長の意見を聞くことができる。

(次点)

第12条 次点者の得票数が同数の場合には、選挙管理委員会は役員歴等を審議の上で次点者の順位を決定しておく。

(理事候補投票の無効規程)

第13条 投票は、次の場合には無効とされる。

- 1) 所定の投票用紙を使用していないもの
- 2) 定数が連記していないもの
- 3) 姓名を完全に記していないもの
- 4) 姓名の判読できないもの
- 5) 同一姓名を2回以上記入したもの
- 6) 所定の期日までに学会事務所に到着しないもの